

加古川市制 75 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

令和 7 年 1 月 29 日
企画部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、加古川市制 75 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 前条に定めるロゴマークとは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、その使用目的及び内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 加古川市（以下「市」という。）の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (5) 営利を目的とし、又はそのおそれがある場合。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有するものが使用する場合

(使用申請等)

第 4 条 申請者は、あらかじめ加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、加古川市立学校園、一般財団法人加古川市ウェルネス協会、一般社団法人加古川観光協会、公益財団法人加古川市国際交流協会、市の指定管理者が業務で使用する場合
- (2) 市、市教育委員会の共催を受けた者が当該事業のために使用する場合
- (3) 市議会議員が市の PR のために使用する場合

- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他、市長が適当と認めた場合

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定により加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書により通知するものとする。この場合においては、市長は、使用条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用期間)

第6条 使用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) 使用するロゴマークは別図に定めたものとする。ただし、印刷物等のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。
- (4) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。キャラクターに「吹き出し」を付ける、服の色を変える、表情を変える、反転する、縦・横の比率を変える、ポーズを変えるなど、イメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録、意匠登録当著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第 10 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- （2）申請に虚偽又は不正があったとき。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消された者は、加古川市制 75 周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 市長は、第 1 項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、ロゴマークを使用した物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第 11 条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- 2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別図 第2条関係

